

特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ 利用料金表(1割負担の場合)

短期入所生活介護費(1日につき)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	4,510 円	5,610 円	6,030 円	6,720 円	7,450 円	8,150 円	8,840 円
2. うち介護保険から給付される金額	4,059 円	5,049 円	5,427 円	6,048 円	6,705 円	7,335 円	7,956 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	451 円	561 円	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

\*連続31日以上(介護予防)短期入所生活介護を行った場合(長期利用者に対する減算)

短期入所生活介護費(1日につき)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 利用者様の要介護度とサービス利用料金	4,420 円	5,480 円	5,730 円	6,420 円	7,150 円	7,850 円	8,540 円
2. うち介護保険から給付される金額	3,978 円	4,932 円	5,157 円	5,778 円	6,435 円	7,065 円	7,686 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	442 円	548 円	573 円	642 円	715 円	785 円	854 円

\* 社会福祉法人の軽減制度適用者である場合は、料金表に示された金額に定められた軽減率にて計算された額を控除した料金となります。

\* 上記自己負担額のほかに、下記の事業所の体制に応じて負担していただく加算、また、利用者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の給付対象とならないサービス(食費(「食事の提供の項」参照)及び滞在費(「滞中に要する費用の項」等参照))の費用をご負担いただきます。

\* 事業所の体制に応じて負担していただく加算 \*

加 算	概 要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ③以下のいずれかの割合 ※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ※介護・看護職員のうち常勤職員の占める割合 ※利用者に直接サービスを提供する職員のうち勤続年数7年以上の者が占める割合	① 22 円/日 ② 18 円/日 ③ 6 円/日 上記のうちいずれかの算定となります。	② 有
看護体制加算	①常勤看護師を1名以上配置した場合 ②看護職員を基準の数に1を加えた以上配置した場合 ③①を満たし要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上の場合 ④②を満たし要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上の場合 (介護予防は除く)	① 4 円/日 ② 8 円/日 ①② 両方を満たす場合 ③ 6 円/日 ④ 13 円/日	③ ④ 有
夜勤職員配置加算	①夜勤を行う介護職員又は看護職員を、基準の数に1を加えた以上の配置を行った場合 ②上記を満たし夜勤時間帯を通じて、看護職員又は認定特定行為従事者を配置した場合 (介護予防は除く)	① 13 円/日 ② 15 円/日	① 有
機能訓練指導員配置加算	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置した場合	12 円/日	有
生産性向上推進体制加算	入所者の安全並びに介護の質の確保等を検討するための委員会を開催し、改善活動を継続的に行った場合 ①見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取組効果を示す情報提供を行った場合 ②①に加えて、見守り機器等のテクノロジーを複数を導入している他、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合	① 10 円/月 ② 100 円/月	① 有
介護職員処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置した場合 ②上記 I の加算を算定していない場合	① 14.0 % ② 13.6 % 料金に加算	① 有

\*利用者様の状況に応じて負担していただく加算\*

加算	概要	自己負担額
生活機能向上連携加算Ⅰ	ICTの活用等により外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練のマネジメントを行った場合 ※個別機能訓練加算を算定している場合は算定しない	100 円/日 3カ月に1回
生活機能向上連携加算Ⅱ	外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練のマネジメントを行った場合 ※個別機能訓練加算を算定している場合	200 円/月 ※ 100 円/月
個別機能訓練加算	利用者様毎に個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合	56 円/日
医療連携強化加算	厚生労働大臣の定める状態にある医行為等を必要とする利用者様にサービスを提供した場合	58 円/日
看取り連携体制加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者様の看取り期におけるサービス提供を行った場合。死亡日及び死亡日以前30日以下に限り、7日間を限度。(介護予防は除く)	64 円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ在宅での生活が困難であり、緊急にサービスの利用が適当であると医師に認められた場合(7日を限度)	200 円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者様に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合	120 円/日
送迎加算	送迎の必要な利用者様の入・退所時に事業所の車両を利用して送迎を行った場合	184 円/回 (片道)
緊急短期入所受入加算	厚生労働大臣が定める利用者様に対して、緊急にサービスを提供した場合(原則7日間)(介護予防を除く)	90 円/日
療養食加算	医師の指示に基づき定められた療養食を提供した場合	8 円/回
在宅中重度者受入加算	利用者様が居宅で利用されていた訪問看護事業者による訪問看護サービスを短期入所期間中も同様にご利用した場合(介護予防は除く)	看護体制加算算定状況が ① 421 円/日 ② 417 円/日 ①②両方を満たす場合 413 円/日 未算定の場合 425 円/日
認知症専門ケア加算	認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合	該当の方に 3 円/日
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	50 円/月

(注) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。